

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成30年4月18日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成30年4月18日（水）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

産業振興課 川村課長、山口主査
課税課 東山課長

3 件名

生産性向上特別措置法案に係る中小企業の設備投資支援について

4 会議結果

- ☒ 案のとおり決定する。
- ☐ 一部修正の上、決定する。
- ☐ 継続して検討する。
- ☐ 案を否決する。
- ☐ 報告を了承する。

5 会議内容

・「導入促進基本計画」を策定し支援する場合、支援策の周知はどのように行うのか。
→広報紙やホームページのほか、商工会や工業団地協議会と連携・協力して周知を図っていく。

・生産性向上特別措置法案は審議中とあるが、法案が成立しなかった場合どうなるのか。
→経済産業省に確認したところ、法案が成立しないということは想定していないとの回答があった。よって、準備を進めておくようにとのことであったが、仮に今国会で成立しない場合でも、次回に持ち越されることなどが考えられる。

・生産性向上特別措置法は6月に施行予定となっているが、法案が成立しない場合のことを考えると、6月議会への税条例の改正案の上程については、既に予定されている税条例改正案と生産性向上特別措置法案に係る税条例改正案を分ける方法も考えられるかどうか。
→3月末におこなった専決処分以外の税条例改正案を6月議会に上程する予定である。6月議会の税条例改正では様々な改正内容があるが、当該法案に係る改正部分は、施行日を「生産性向上特別措置法の施行日」として対応する。これにより、当該法案が成立しない場合は、税条例の当該法案に係る改正部分は効力が発生しないこととなる。当該法案の不成立が確定した場合には、当該法案に係る部分を削除する税条例の改正を行う。

【結論】

・中小企業の設備投資を支援することは、市内企業の支援、中小企業の活性化、税収の確保につながることから、導入促進基本計画を策定し、償却資産分固定資産税の特例措置を3年間ゼロとする。税条例の改正案は6月議会に上程する。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 市民環境経済部 産業振興課

件 名	生産性向上特別措置法案に係る中小企業の設備投資支援について					
現状・課題	中小企業の設備投資を促進し、労働生産性向上を図るための法案が今国会で審議中であり、平成30年6月に施行される予定である。 この法律により、国が「導入促進指針」を策定し、その後市が「導入促進基本計画」を策定して、国に同意を受けた後、中小企業が「先端設備等導入計画」を策定し、市に申請し認定を受けた企業は特例措置を受けられる。市は税条例を改正して特例措置として、新設備導入した分の償却資産に係る固定資産税の課税標準を3年間特例率としてゼロ～1/2にすることを選択することができるものとされている。					
付議事案	目的	・市において「導入促進基本計画」を策定し、新設備導入促進により労働生産性(従業員1人あたりの生産量)を向上させ、中小企業の活性化を図る。 ・「導入促進基本計画」の策定により、中小企業の設備投資を支援することにより、新設備に係る償却資産分固定資産税の税収確保を図る。 ・各企業が国に申請し、国から直接企業に交付されるものづくりサービス補助金等について、市で「導入促進基本計画」を策定し、特例措置をゼロとした市の企業において、優先採択の加対象となることから官民連携で支援する。				
	対応方策	・中小企業への設備投資支援として、市町村の新設備に係る償却資産分固定資産税の課税標準における特例措置割合を市の税条例において3年間ゼロに改める。				
論点(決定を要する事項)	・「導入促進基本計画」を策定し、償却資産分固定資産税の特例措置を行うかについて ・「導入促進基本計画」を策定する場合、償却資産分固定資産税の特例措置を3年間ゼロ又は1/2とするかについて ・「導入促進基本計画」を策定する場合の税条例改正時期について					
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	【部内会議】 平成30年4月4日 ・中小企業の設備投資支援と税収確保を図るため、新設備に係る「導入促進基本計画」を策定し、償却資産の特例率をゼロとして支援していく。 【関係各課協議】 平成30年4月9日 財政課・課税課・産業振興課協議 平成30年4月11日 財政課・課税課・産業振興課協議 ・中小企業の設備投資支援と税収確保を図るため、新設備に係る「導入促進基本計画」を策定し、償却資産の特例率をゼロとして支援していく。					
スケジュール	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	有	条例改正(H30.6月)	報道発表	有	定例記者会見(H30.5月)
	議会説明	有	議員全員協議会(H30.5月)	広報・HP等	有	広報・HP(H30.7月)
	市民参加	無				
	付議書公表	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 部分非 ☐ 時限非 (まで)				
参考情報	関係法令等	生産性向上特別措置法案・税条例				
	関係課	課税課・財政課				
	事業費	千円 (うち特定財源 千円)				

生産性向上特別措置法案に係る中小企業の設備投資支援について

市民環境経済部 産業振興課

新設備に係る「導入促進基本計画」を市で策定し、償却資産分固定資産税の課税標準の特例率を3年間ゼロにして税条例を改正し、中小企業の設備投資を支援して、市内の中小企業を活性化させ産業振興を図る。また、新設備導入促進により、将来的な税収の確保も図る。

1 【法案概要】 参考資料別紙1のとおり

中小企業の設備投資を促進し、労働生産性向上を図るための法案が今国会で審議中であり、平成30年6月に施行される予定である。

この法律により、国が「導入促進指針」を策定し、その後市が「導入促進基本計画」を策定して、国に同意を受けた後、中小企業が「先端設備等導入計画」を策定し、市に申請し認定を受けた企業は特例措置を受けられる。市は税条例を改正して特例措置として、新設備を導入した分の償却資産に係る固定資産税の課税標準を3年間特例率としてゼロ～1/2にすることを選択することができる。

また、国のものづくりサービス補助金等の4つの補助金制度について、特例率をゼロとした自治体の中小企業は優先採択される。

2 【本市の状況】

- ・中小企業中心に約350社が集積する県内最大の内陸工業団地があるが、老朽化した設備の企業が多い。
- ・中小企業の経営環境は厳しいところも多く、設備投資できない企業も多い。
- ・厳しい財政状況の中、税収の確保が必要とされる。
- ・「社会変化の環境に対応し」という産業振興条例の理念からも事業者への支援が必要とされている。
- ・白井工業団地は、アクセス道路の整備や工業団地PR事業など様々な支援・連携をしている。

3 【本市の対応案】

- ・市で国の指針に基づく「導入促進基本計画」を策定し、新設備導入を促進する。
- ・新設備導入を支援することで労働生産性（従業員1人あたりの生産量）を3%以上向上させ、中小企業の活性化を図る。
- ・新設備導入促進により、償却資産分固定資産税の新規税収確保を図る。
- ・償却資産固定資産税の課税標準の特例率を3年間ゼロとして支援する。
- ・特例率をゼロとし、ものづくりサービス補助金等国の補助金採択を支援する。

4 【新設備導入で見込まれる効果】

① 効果内容

- ・市内中小企業の老朽化した設備機器の更新が加速化され、労働生産性が向上することが期待できる。
- ・税収の確保が図られる。
- ・各種補助事業の採択を目指す企業の後押しとなる。
(4つの補助金)
① ものづくり・商業・サービス補助金（ものづくり・サービス補助金）

- ② 小規模事業者持続化補助金（持続化補助金）
- ③ 戦略的基盤技術高度化支援補助金（サポイン補助金）
- ④ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 補助金）

② 見込税収入効果額（アンケート結果から試算）

A 30年度～32年度 新設備導入見込み金額

アンケート回答17社中 導入予定中小企業5社6件

※中小企業基本法による中小企業

5社6件 新規設備投資見込額合計 161,000,000 円

参考 1件あたり 161,000,000 円÷6≒26,833,000 円

B 償却資産1件あたり税収入額

償却資産1件あたり取得額 26,833,000 円

償却資産平均耐用年数 10 年

特例措置1/2の場合の税収入額 1,031,341 円（10年間の収入額）

特例措置ゼロの場合の税収入額 635,543 円（4年目～10年目の収入額）

新設備導入後見込み税収入額 1件あたり 26,000,000 円（6件分で見込）

区 分	新設備導入促進基本計画を策定しない場合	新設備導入促進基本計画を策定する場合	
	新設備投資なし	新設備投資あり 特例率 ゼロ	新設備投資あり 特例率 1/2
1年目～3年目	0 円	0 円 (普通交付税措置あり)	2,375,000 円
4年目～10年目	0 円	3,813,000 円	3,813,000 円
合 計	0 円	3,813,000 円	6,188,000 円
メリット・デメリット	・新設備導入支援をしない場合は、事業者は新設備導入しない。よって、償却資産分の税収入額は変わらない。 ・事業者は生産性革命に乗り遅れることが想定され、また競争力を失うことなどにより将来的にも償却資産分以外の税収入の減少も想定される。	・新設備導入促進による労働生産性の向上による生産性の向上や競争力強化が図られる。 ・計画策定により特例率ゼロとすれば、国の4つの補助金の優先採択があり、官民連携で支援強化に繋がる。	・市の税収への影響額は少なくなるが、官民連携による支援体制の効果は薄れ、事業者が国に申請する「ものづくり補助金等」の採択にあたり条件が悪くなる。

※新設備導入支援で特例措置ゼロとした場合は約 3,813,000 円と業績拡大による法人市民税の税収確保の効果が見込まれる。

5 【現状と支援後の検証・考察】

区分	現 状	新設備導入促進基本計画を策定し支援実施した場合
1	厳しい経営環境の中現状設備投資する体力がない	これを機会に大胆な新設備投資が促進される
2	設備の老朽化による労働生産性の低下	新設備導入による労働生産性の向上が見込まれる
3	老朽化した償却資産による税収の恒久化	新設備導入促進による新規税収の確保が図られる
4	労働生産性の低下や人手不足などにより持続的経営の悪化懸念	新設備導入による労働生産性の向上による生産性向上や競争力強化が図られる
5	中小企業支援に係る新たな補助制度を市に要望される懸念	計画策定により特例率ゼロとすれば、国の4つの補助金の優先採択があり、官民連携での支援強化に繋がる

6 【特例措置を3年間ゼロとする効果・結論】

- ・新設備導入促進支援により、新設備に係る税収の確保が図られる。
- ・4つの補助金の審査において優先採択される。
→特例措置をゼロとしない市は加点されず不利となる。
- ・工業団地アンケートで今後5社が「ものづくりサービス補助金」の申請を検討していることから、市の「導入促進基本計画」の策定期間については、「6月議会」に税条例改正し、特例率をゼロと定め準備していないとものづくりサービス補助金の1次募集分の交付決定が取り消されることがあるため、早期準備が必要である。
- ・特例措置については普通交付税の収入額に算入がある。
- ・新設備導入による労働生産性の向上や補助金の活用などにより将来的な業績拡大による、法人市民税の税収増も期待できる。



以上の考察・効果から、市内の中小企業を活性化させ、産業振興を図っていくため、市で導入促進基本計画を策定し、6月議会で税条例改正し、特例率を3年間ゼロとして支援したい

7 【市の導入促進基本計画の内容】

- 1 先端設備等導入促進の目標
 - ・労働生産性3%以上の向上
- 2 先端設備等の種類
 - ・機械装置
 - ・測定工具及び検査工具
 - ・器具備品
 - ・建物付属備品
- 3 先端設備等の導入の促進の内容
 - ・対象企業は資本金1億円以下の企業
 - ・区域、業種、支援内容等
- 4 計画期間

・3年

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取り組みとしないことなど

8 【本事業におけるスケジュール】

2月下旬 市町村向けアンケートの実施

ものづくりサービス補助金1次公募開始

4月 導入促進基本計画策定方針及び特例率の決定

1次ものづくり補助金サービス補助金公募終了

5月 導入促進基本計画策定及び税条例改正準備

6月 生産性向上特別措置法案施行（仮称）

税条例改正

国の導入促進指針発表

市の導入促進基本計画策定・国との協議予定

7月 市の導入促進基本計画国からの同意予定

ものづくりサービス補助金交付決定

※ここで、特例率ゼロと税条例改正されていないと交付決定を取り消される可能性がある。

中小企業先端設備等導入計画申請認定開始予定

広報紙及びHP等（商工会・工業団地協議会）で中小企業設備投資支援の周知

※国のスケジュールは別紙2のとおり

9 【近隣市の動向】

特例率ゼロで専決

流山市、鎌ヶ谷市

特例率ゼロで6月議会上程予定

柏市、我孫子市、松戸市

八千代市、船橋市、印西市、

富里市、八街市

※直近の調べでは、印旛管内はすべて特例率ゼロとしています。

中小企業の設備投資を支援します!

中小企業庁

今通常国会に提出される「生産性向上特別措置法案」において、今後3年間で集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じます。

市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ*になります

*課税標準を市町村の条例で定める割合（ゼロ～1/2）を乗じて得た額とする

【生産性向上特別措置法案】

POINT!

国
(導入促進指針の策定)

協議 ↑ ↓ 同意

市区町村
(導入促進基本計画の策定)

申請 ↑ ↓ 認定

中小企業*
(先端設備等導入計画の策定)

1 生産性向上特別措置法案の成立・施行後「導入促進基本計画」の同意を受けた地域に所在している中小企業が対象

2 年率3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資（詳細下記）が対象

3 固定資産税の特例率をゼロと措置した地域で本措置対象の事業者等は、各種補助金において、その点も加味した優先採択

*中小企業基本法上の中小企業が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

○対象設備（注）市町村により 異なる場合があります

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備

【減価償却資産の種類（最低取得価額／販売開始時期）】

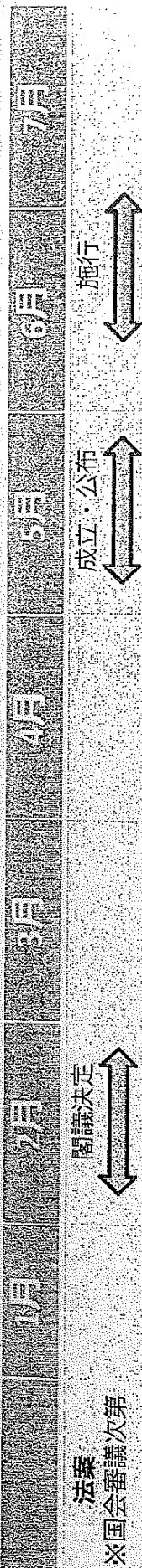
- ◆機械装置（160万円以上／10年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）
- ◆器具備品（30万円以上／6年以内）
- ◆建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る）（60万円以上／14年以内）

○普通交付税の算定上、基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用います。

上記制度のお問い合わせ先、
優先採択の対象となる補助金は、裏面をご覧ください

※各支援策は、国会における法案・予算案の成立が前提となります。

固定資産税特例普及の想定スケジュール



計画策定の意思、固定資産税の特例率等の意向を確認。
承諾を得た自治体の名前、アンケート結果を中企庁HPで公表。

指針の策定 ☆

経済産業省

市区町村向けアンケートの実施
アンケート結果の公表 ☆

市区町村の計画を同意

市区町村向け制度説明会の開催

ものづくり
サービス補助金

持続化補助金

サボイン補助金

優先採択においては、①事業所の自治体が固定資産税の特例率をゼロとする意向を表明していること、②申請書類の中で事業者が計画策定の意思を示していること（その計画が市町村計画に適合することが見込まれること）が加味される。

加点して採択された事業者は、①特例率に関する条例が成立し、②事業者が市町村から計画認定を受けたこと、が確認でき次第、順次交付決定。

優先採択においては、事業者の自治体が固定資産税の特例率をゼロとする意向を表明していること等が加味される。

IT補助金

経産省からのアンケートへの回答

市町村

※8月中～9月中下旬に3次公募

計画申請・条例施行

事業者の計画を認定

8

新設備導入後見込み税収入額 1件あたり26,000,000円で6件分の見込み額

	新設備導入促進計画を策定しない場合		新設備導入促進計画を策定する場合	
	新設備投資なし	新設備投資あり 特例措置 1/2	新設備投資あり 特例措置 ゼロ	
1年目～ 3年目	0円 新設備導入支援をしない場合は、事業者は新設備投資をしない。 よって償却資産税の税収入額は変わらない。 ① 事業者は生産性革命に乗り遅れることが想定され、また競争力を失うなどにより将来的にも本償却資産税以外の税収入の減少が想定される。	(2,375,000円) 上記の税収入額はあくまでも採択された場合に、本特例措置により2600万円の償却資産を購入できたと仮定し、1/2支援したとするものである。 ただし、アンケートに回答いただいた5事業者がモノづくり補助等の採択に当たっては下記のとおり、条件が悪くなる ① 加点ポイントが得られないことから採択に不利となること ② 補助金の助成率と額がゼロの自治体と比べてもし採択されたとしても低く、低額となる ③ 事業者の投資負担額はゼロの自治体と比べて多くなる よって上記()内の税額は事業者側のモノづくり補助金等が採択されるかどうか、そのものの税収入が得られるか不透明である	0円 申請から3年間は特例措置により2600万円の償却資産に対する税収入額は0円である。 しかしながら、アンケートに回答いただいた5事業者においては、モノづくり補助等の採択に当たって下記のとおり条件が良くなる ① 加点ポイントが高くなり採択の可能性が高くなる ② 補助金の助成率と額が1/2の自治体と比べて高くなり、高額となる ③ 事業者の投資負担額は1/2の自治体と比べて少なくて済む よって本法案に対応せず、支援しない場合と比べて収入が0円と変わらない しかしながら、次年度以降に労働生産性を3%向上させることにより、収益が上げることができれば、法人市民税の収入も得られる ※普通交付税算入もある	
4年目～ 10年目	0円 上記にも記載のとおり将来的にも本償却資産税以外の税収入の減少が想定される。	(3,813,000円) 上記に記載の通り、あくまでも仮定額である	3,813,000円 上記の税収入が得られるとともに4年目以降に労働生産性を3%向上させることにより、収益が上がれば、法人市民税収入も得られる	
合 計	0円	(6,188,000円) あくまでも仮定額である	3,813,000円 +α(法人税収入)	

特例措置期間資料

市の導入促進基本計画期間 平成30年6月（予定）～平成33年3月31日

企業の先端設備等導入計画の申請・認定期間 (新設備償却資産 購入時期)	課税基準日	特例措置期間（3カ年） 償却資産分固定資産税
平成30年6月～12月	平成31年1月1日	平成31年度、32年度、33年度
平成31年1月～12月	平成32年1月1日	平成32年度、33年度、34年度
平成32年1月～12月	平成33年1月1日	平成33年度、34年度、35年度
平成33年1月～3月	平成34年1月1日	平成34年度、35年度、36年度